

経営者のための学校情報

太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 222 号 この資料は全部お読みいただいて 100 秒です。

今回のテーマ： 学校法人会計基準の一部改正について②—第 4 号基本金相当の資金

前号では学校法人会計基準の一部改正についての概要をご説明しました。今回は、その中から第 4 号基本金に関係する改正について取り上げたいと思います。

【 改正の内容及び目的 】

学校法人には事業法人で求められている継続企業の前提に関する注記は強制されないことが明らかになりました。しかしながら、近年、経営が破綻した学校法人も発生しており、学校法人を取り巻く環境は厳しくなっています。そこで、継続企業の前提に代わる注記として、第 4 号基本金の金額に相当する資金を年度末時点で有していない場合には、その旨と対応策を注記することが求められました。

■「継続企業の前提に関する注記」との関係

学校法人委員会研究報告第 16 号「計算書類の注記事項の記載について」の Q30 では、継続企業の前提に関する注記について、以下のように説明されています。

いわゆる「継続企業の前提」については、従来、学校法人では該当事例がほとんどなく開示の慣行も成熟していない。また、どのような状態が、いわゆる「継続企業の前提」に重要な疑義を生じさせるような場合に該当するのかが等の詳細な検討が行われていない。しかし、学校法人がいわゆる「継続企業の前提」に重要な疑義を生じさせるような場合に該当しているという状況を自ら認識し、何らかの対策等を自主的に行っている場合には、自主的に講じている対策等を注記することが望まれる。

このように、「継続企業の前提に関する注記」は必ずしも求められていませんが、少なくとも第 4 号基本金の金額に相当する資金を確保できない場合には、以下の注記を行う必要があります。

- ① 第 4 号基本金に相当する資金を年度末時点で有していないこと
- ② 当該資金を確保するための理事者の対応策

■事業の継続が危ぶまれる兆候

第 4 号基本金の金額に相当する資金を保有できないケースはほとんどないと考えられますが、以下のような状況にある学校は、長期的には事業の継続が危ぶまれる可能性が大きいといえます。

- ・施設設備更新のための引当特定資産を目的外に取崩し、支払資金に充当している、もしくは、資金調達が目途が立たない。
- ・支払資金が前受金よりも少ない状況にある。
- ・借入金利息、元本その他の債務の返済を猶予してもらっている。

お見逃しなく！

今後とも安定した学校経営を続けていくためには、長期的な事業計画が不可欠です。

学生生徒が学びたいと思う特色ある学校作りが最優先課題であることは言うまでもありませんが、人件費が今後どのように推移していくのか、必要資金を賄うためには学生生徒数ほどの程度必要か、確保可能な学生生徒数から判断して学校の規模をどのようにすべきか等のシミュレーションを行い、先手を打ってバランスの取れた経営を行っていくことが望まれます。